

「プレミアム付商品券」取扱い事業所募集について

会員事業所のみなさまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年10月に予定されております消費税の引き上げに伴い、国の補助により景気対策の一環として、守谷市がプレミアム付商品券発行事業の実施を予定しております。

つきましては、この機会に会員事業所のみなさまより商品券取扱い事業所として参加を頂き、税率の改定に伴う影響緩和に寄与していくため、是非お申込みして下さるようお願い申し上げます。

記

1. 登録募集期間 令和元年7月10日（水）まで
登録は無料。但し、守谷市内に店舗を有する事業所に限る
※チラシ印刷の都合上、締切り厳守でお願いします。
2. 登録手続き 別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、商工会事務局へ申込み下さい。
3. 商品券販売 発行額2億4千万円（48,000冊販売）
4. 商品券利用有効期間 令和元年10月から令和2年3月まで
5. 利用範囲 取扱店表示のある店舗にて通常の消費行動全般
（物品購入、飲食、サービス、医療、その他）
6. 換金要領 指定の口座に振込：月末までに商工会に持参。翌月10日振込。
（月末・10日が土日の時は翌営業日）
小切手：平日午前9時～午後4時まで。随時受付、即日発行。
7. 留意事項 裏面に掲載

※ お問合せは商工会（☎ 48-0339）までお願いします

取扱い上の留意事項

(1) 商品券の利用対象にならないもの

- (ア) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (イ) 出資や債務の支払い
(税金、振り込み手数料、電気・ガス・水道料金など)
- (ウ) たばこ事業法第2条第1項第3項に規定する製造たばこ
- (エ) 事業活動に伴う原材料、機器類及び仕入れ商品
- (オ) 土地、家屋等の不動産に関わるもの
- (カ) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(2) その他の留意事項

- (ア) 商品券の払い戻しはできない
- (イ) 釣り銭は支払わない
- (ウ) 盗難・紛失、偽造等に対して、発行者は責めを負わない